

伊予市みんなで共育！こどもがまんなか「つどい場」推進事業委託業務プロポーザル 質問に対する回答書

※ここでは「仕様書(案)」を便宜上「仕様書」と表示しています。

番号	資料名 ページ	質問事項	回 答
1	募集要領 P.2	【提案上限額：令和 8 年度分委託料】 令和 8 年度は準備期間(12/4～3/31)と考え、職員の賃金、交通費、家賃、備品、消耗品、通信費、ICT システム経費、HP 構築費などを予定している。 準備経費として認められない経費などがあれば想定を示されたい。	ご質問の中で例示のあった項目については、全て経費として認められます。 その他、本市の積算では、車両の燃料代及び任意保険料、事務所のインターネット利用に係る回線引込経費及び通信料、携帯電話、タブレットに係る通信料、事前利用者登録に係る案内文書作成費、登録カード郵送料、事務所及び駐車場借上げに係る仲介手数料、敷金、光熱水費、一般管理費及びこれら経費にかかる消費税及び地方消費税を想定しています。 仕様書P.18【別表 3】に記載の消耗品及び備品購入費については、委託料とは別に本市担当課の直接予算として計上しているため、受注者の支出経費には含まれません。なお、これとは別に、受注者の希望により委託料の中から備品を購入した場合も、【別表 3】備品購入費の右欄に該当するものは本市備品として取り扱い、業務終了後本市に返還を求めますのでご注意ください。 飲食費、供応費、金券の購入費など、事業実施に必須とは認められない内容については、対象経費として認めない方針です。具体的には発注者と受注者の協議により決定します。
2	募集要領 P.2 仕様書 P.12	【1 回当たりの想定人数】 1 回当たりの平均・最大利用児童数の想定を示されたい。	本市は、中心市街地と周辺部で人口規模が大きく異なっており、小学校の全校児童数が 1,000 人弱(1 学年概ね 160 人程度)の学校から、10 人未満(1 学年 0～数名)の学校まで、地域差があります。そのため、実施場所や時期によって、数人から最大 100 人程度まで、振りが大きいことが想定されますのでご注意ください。 令和 7 年度の市内小学校の全校児童数は以下のとおりですので、参考としてください。 【伊予地域】 郡中小学校 972 人、伊予小学校 327 人、北山崎小学校 235 人、南山崎小学校 90 人 【中山地域】

			中山小学校 22 人、佐礼谷小学校 8 人 【双海地域】 由並小学校 41 人、翠小学校 30 人(校区外通学児童を含む)、下灘小学校 23 人
3	募集要領 P.3	【参加資格類似事業】 イベントや商業施設内での一時預かり保育は、類似事業に該当するか。	募集要領第 4 条 8 に記載する業務実績の要件は、こども・子育てに関連する業務について「年間を通して公共団体から受注」していることを想定しています。 ご質問の一時預かり保育が単発のイベントの場合は、類似事業とは判断しない可能性もありますが、年間を通して複数のイベントで定期的に実施する契約である場合や、商業施設の中で恒常的又は定期的に実施する契約の場合などは、類似事業として取り扱う可能性があります。 募集要領第 7 条【提出書類一案表】キ「業務実績」の提出に当たりましては、上記の趣旨に近い業務から優先的にご記載いただくほか、ご判断が難しい場合はひとまずご記載のうえ資料をご提出いただきましたら、最終的には、審査委員が確認し、判断及び評価させていただきます。
4	仕様書 P.2～3	【令和 8 年度委託料の支払い方法】 令和 8 年度の準備期間において、初期導入費用(システム構築費、HP 製作費、チラシ作成費等)が特定月(初期)に偏重する場合でも毎月均等払い(月割)となるか。 それとも、進捗・実績ベースでの請求が可能か。	本業務の委託料支払いについては、月単位での分割払いを原則としています。 プロポーザル後、契約候補者と発注者との協議により、事業完了後の一括払いに応じることは可能と考えますが、進捗状況に応じた偏重払いは想定していませんので、ご了承ください。 なお、令和 9 年度分の委託料支払い方法につきましても、仕様書に提示する月払いのほか、四半期ごと又は半期ごとの支払い(各期の後払い)や、業務完了後の一括払いなどであれば応じることが可能と考えています。
5	仕様書 P.4	【現状実施中の事業(類似事業)】 現在、この事業(または類似する事業)を実施している職員や事業者はいるか。 継続勤務可能な職員はいるか。	昨年度より、本市児童センター「みんくる」の指定管理業務の仕様の中に「移動児童館の実施」を加え、不定期による移動児童館事業は実施していますが、本業務のような恒常的に各地域を巡回する事業ではありません。 本業務は新規事業となりますので、継続勤務可能な職員はいません。
6	仕様書 P.4、11	【職員数、職種、資格】 必要な職員数、職種、資格について、市が想定している人数を示されたい。	仕様書 P.4 に記載のとおり児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条第 2 項各号のいずれかを有する方(児童厚生員)1人以上を本業務の専従者(他業務との兼務は不可)として配置していただく必要があります。

			また、P.11 に記載のとおり「つどい場」の実施に当たっては、児童厚生員の資格を有する方1人を含む2人以上の人員体制で実施いただく必要があります。ただし、「つどい場」実施時の児童厚生員は、専従者でない方が従事することがあっても差し支えありません。 なお、愛媛県においては、第 38 条第 2 項第 1 号に掲げる学校の指定は行われていないことを県担当課に確認しています。 その他の必要人員については、プロポーザル参加者のノウハウに基づく提案事項とし、募集要領第 7 条【提出書類一覧表】オに示す「業務実施体制書」に記載いただいた内容を評価対象とさせていただきます。
7	仕様書 P.5	【キャラバンカーの仕様】 キャラバンカーの車種、車両総重量、乗車定員について示されたい。また、第一種普通免許で運転可能な車種か。 キャラバンカーにカーナビやドライブレコーダーは付属しているか。	キャラバンカーは、現在購入に向けた事務の途中であるため、車種については決定していませんが、4 ナンバーの普通自動車(小型貨物自動車:全長 470 cm以下、幅 170 cm以下、高さ 200 cm以下、車両重量 2.0t 以下、総重量 3.5t 以下、排気量 2,000 cc未満のガソリン車、乗車定員 6 人(前席 3 人、後席 3 人)、2WDのワンボックスバン)を想定しており、第一種普通免許で運転可能な車両です。ただし、社会情勢等の影響で予定している車両を今年度内に購入・納車することが困難であると判断した場合は、やむを得ず、同免許区分で運転可能な範囲で車両タイプを変更することがありますので、ご了承ください。 本市の公用車として登録しますので、自動車税(県税)は非課税となります。本業務の契約期間中に車検の予定はありませんので、車検に係る費用のほか重量税の負担はありませんが、法定点検は受注者の負担で実施していただく必要があります。 基本的に市内の各施設を巡回する運用を想定していますので、カーナビは搭載していませんが、ドライブレコーダーは前方、後方とも撮影・記録するタイプを搭載予定です。その他、主な仕様は以下を想定しています。 フルラッピング、ABS、エアバッグ、プライバシーガラス、Rレンジ選択時のバックカメラ(7 インチ以上のモニターに表示)、バックブザー、バックソナー、デジタルインナーミラー、リアクーラー、リアヒーター、ドアバイザー、スタッドレスタイヤ(ホイール付)、三角表示板 ※ETCは非搭載

8	仕様書 P.5	【キャラバンカーの駐車場】 契約期間中のキャラバンカーは、受注者が借りた駐車場で管理する、という解釈でよいのか。	お見込みのとおりです。 なお、受注者の責任において事務所を用意いただくことになりますので、借受けた事務所の敷地内にキャラバンカーを駐車可能なスペースがあれば、別途駐車場を契約していただく必要はありません。 キャラバンカーは、本市の公用車として登録するほか、ラッピングにより本事業のイメージを発信するシンボルとしての役割を担いますので、適切に駐車・管理可能な場所をご用意いただきますようお願いいたします。
9	仕様書 P.5	【キャラバンカーの貸与時期】 キャラバンカーの貸与はいつから開始されるか。	現在、キャラバンカー購入に向けた事務の途中であるため、具体的な日程は確定していませんが、令和9年1月から3月末までに納車される予定で進めています。 納車後は受注者の責任において管理いただくことになりますが、実際の「つどい場」運用は令和9年4月以降を計画しています。令和8年度中は、発注者や実施予定の施設との打ち合わせや、各施設へのルート確認、慣熟のための練習走行など本業務に係わる用途に限り、受注者にご利用いただく予定です。 なお、社会情勢等の影響で令和8年度中の納車が難しいことが判明した場合は、4月以降の対応について発注者と受注者で協議する可能性がありますので、ご了承ください。
10	仕様書 P.7	【受付・退出管理システムの仕様及び通信費】 受付・退出管理システムに関して、市が指定する共通システム仕様はあるか。また、システム運用に係る通信費は委託料で支払うという解釈でよいのか。	現状、発注者が指定する具体的なシステムは特にありませんので、プロポーザル参加者のノウハウに基づく提案事項として評価対象とさせていただきます。 必須の仕様として、以下の項目を満たしていれば、既成のシステムか独自開発システムかは問わず、保護者に発信するメッセージに『伊予市が実施する「つどい場」事業』であることが表示できれば、保育所や学童クラブ等の利用児童管理を目的として開発されたシステムを使用しても差し支えありません。 システム契約は受注者の責任範囲としていますので、使用料、通信経費などは、委託料の中から支出いただきますようお願いいたします。 ○受付・退出管理システムの必須要件 ①児童名、住所、保護者名、保護者勤務先、電話番号のほか、メールアドレス、SNSなどによる

			連絡先(2～3件)が登録できること。 ②登録した児童の「登録カード」が発行できること。(携帯端末画面のみの表示は不可) ③二次元コード、バーコード、ICチップ等により、児童が来所/退出したことを確認し、同時に保護者に自動でメッセージを送信(メール、SNS、アプリ等)する機能が搭載されていること。(その際、本日の「つどい場」は「〇〇公民館です」等、実施場所のメッセージが表示できると、なお望ましい。) ④保護者がオンラインで児童の登録を行うことができること。 学校や保育所を通して配布するチラシに二次元コード等を印刷しておき、自宅等からオンラインで利用者登録してもらうことを想定しています。 利用者のオンライン登録に関しては、管理システムにアプリから直接登録する方法のほか、仕様書P.7に記載の「つどい場」公式ホームページから登録する方法(この場合は受注者において管理システムに登録する必要があるかと思われます。)などを想定しています。
11	仕様書 P.7～8	【「つどい場」の実施場所】 「つどい場」の実施場所は、市が候補施設を用意するのか、受注者が探す必要があるのか。 市が想定する実施場所、巡回先、学校、児童クラブ、地域団体等はあるか。 「小学校の空き教室」、「小学校の体育館」、「保育所」なども想定しているか。	「つどい場」の実施場所に関して、発注者としては「小中学校体育館」や「公民館」、「各地区の体育館」などの、本市の社会教育施設として一般に貸出可能な施設を想定していますが、具体的にはプロポーザル参加者のノウハウに基づく提案事項として重要な評価項目とさせていただきます。ターゲットとする児童の年齢層、地域性、企画テーマ等に合わせた魅力的な提案がなされることを期待しています。 なお、施設によっては、管理者が実施する利用調整会議等に参加し、他のスポーツ団体等と調整のうえ年間予約を入れる必要がある場合がありますのでご注意ください。 本業務は受注者のほか、ボランティア等も参加する想定であることから、「小学校の空き教室」、「保育所」、「児童クラブ」など別の行政用途の施設を利用することは、各施設管理者との協議が必要であり、安全管理等の観点から認められない可能性が高いことをご理解ください。 なお、「児童クラブ」に所属する児童の「つどい場」利用に関しては、同一敷地内にある小学校体育館などで実施する場合に限り、児童クラブの児童を一時的に「つどい場」に呼び込み、事業実施後、受注者の責任で安全に児童クラブに戻すなど柔軟な対応を想定しています。

12	仕様書 P.8、10	【中高生向け環境の想定】 中高生年代が日常的に集まりやすい環境づくりとして、市が想定する主な実施場所（公園、公民館、その他施設）や具体的な要望のイメージがあれば示されたい。	中高生向けの事業実施に当たっての利用施設としては、11 の回答と同様、提案事項として評価対象とさせていただきます。 企画テーマに関しては、「つどい場」を通して多様な仕事や趣味を持つ方との「出会いの機会」、様々な「体験機会」とすることで、こども達が持つ将来の可能性を広げる観点からの提案を期待しています。
13	仕様書 P.8、10、18	【長期休業期間中（平日）の実施形態】 長期休業期間（夏休み等）中の平日の小中高生の受入時間帯や実施形態について、特別な指定や要望があれば示されたい。	長期休業期間中は、P.18【別表4】のうち、「土・日 国民の休日 長期休暇」欄の時間帯を必須として、その他の時間等に関してはプロポーザル参加者のノウハウに基づく提案事項として重要な評価項目とさせていただきます。 実施形態に関しては、企画テーマの設定にも大きく左右されますので、同じく提案事項として評価対象とさせていただきますが、仕様書 P.10～11 に記載する「つどい場」実施の目的達成に向けた魅力的な提案を期待しています。